

令和7年度「生活衛生同業組合活動推進月間」実施要綱

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

1. 趣 旨

生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和32年 法律第164号）に基づき設立されて以来、生活衛生営業（以下「生衛業」という。）の振興を図り、利用者・消費者へ安全・安心なサービスを提供するとともに、関係行政機関等と連携、協力して我が国の公衆衛生の向上、増進に大きく寄与している。

しかし近年、組合員の高齢化、後継者不足、経済社会構造や事業者の価値観の変化などによると考えられる組合離れが進み、生衛組合の組織の脆弱化は一層進行している。

このような状況にあって、コロナ禍による未曾有の影響、労働力不足問題、最低賃金引上げへの対応に加え、長引く物価・エネルギー高騰による価格転嫁への取り組みなど経営上のダメージを受けた生衛業者の中には今なお大きな痛手を負っている組合員も多く、生衛業界の早期の復興を図るための施策の実施が引き続き喫緊の課題となっている。

このため、生衛組合は毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「推進月間」という。）と定め、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会、その会員である各業種の全国生活衛生同業組合連合会及び都道府県生活衛生同業組合が主催者として連携し、生衛業及び生衛組合員がコロナ禍以前の経営状態に回復し、早期にさらなる復興・発展を遂げるため、組合員の利益向上が期待される事業の実施促進並びに生衛組合の組織強化・活性化を図っていく必要がある。

また、生衛組合は、推進月間の共催団体である公益財団法人全国生活衛生営業指導センター及び公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センターが推進月間に併せて実施する「衛生水準の確保・向上事業」に積極的に参加するとともに、関係機関、関係団体と連携して組合活動の基盤強化を図り、生衛組合のネットワークを活用して推進月間を周知・広報し、生衛業の新規事業者等の組合加入を促進するなど推進月間の重点活動項目を的確かつ効果的に実施する。

2. 期 間

推進月間の期間は、毎年11月1日から11月30日までの1か月間とする。

3. 主 催

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、
都道府県生活衛生同業組合

4. 共 催

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター、公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生同業組合連絡協議会 等

5. 後 援

厚生労働省、株式会社 日本政策金融公庫

6. 重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生衛組合に関する周知広報並びに経営改善及び利益向上に資する事業の推進
- ③ 生衛業のデジタル化促進並びに生衛組合を中心とする各種ネットワークの拡充及び活用の促進
- ④ 生衛組合における若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動活性化の促進
- ⑤ 事業者、消費者及び行政等との連携・対話の促進

令和7年度「生活衛生同業組合活動推進月間」実施要領

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会（以下「生衛中央会」という。）、全国生活衛生同業組合連合会（以下「全国連合会」という。）及び都道府県生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、本年11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「推進月間」という。）の期間を中心として「令和7年度生活衛生同業組合活動推進月間 実施要綱」及び本要領に基づき次に掲げる事業を重点的に実施し、その事業活動が生衛組合にとって「新たな展開の契機」の一つとなるよう努めることとする。

なお、事業展開に向けてはコロナ禍等に伴う地域住民の生活行動の変化、新しい生活スタイルへの対応、長引く物価高騰等による経営環境の変化を反映するとともに、生衛業者のデジタル化を一層促進することによって利益向上、生産性向上を図るほか、働き方改革の着実な実施にも対応する生衛組合の事業活動を促進することを十分踏まえた事業計画を策定する必要がある。

また、組合活動に対する組合員を含む生衛関係者等の意識の希薄化を改善し、生衛組合の5年10年先、さらには生衛業の中長期的な振興を見据えた施策とすることが望まれる。

1. 都道府県における推進月間活動事業

生衛組合は、推進月間の趣旨及び重点活動項目を踏まえ、（公財）都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）が実施する「衛生水準の確保・向上事業」と密接な連携が図れる行動計画を策定のうえ、地域関係機関、団体との協働体制を構築し、以下の各事業を重点的に実施する。

① 「生活衛生同業組合活動推進会議」の開催

生衛組合は、都道府県センター、関係行政機関（都道府県、市区町村、保健所）、消費者団体、並びに株式会社日本政策金融公庫等の関係機関の参画を得て、「生活衛生同業組合活動推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催し、推進月間における活動計画の策定を図るとともに、組合活動の意義や役割の周知、組合活動の活性化、組合加入促進及び関係機関の連携強化を推進する。

なお、推進会議は「推進月間」の共催者である都道府県センターが開催する「衛生水準の確保・向上推進会議」と共同開催することを基本とする。

② 広報・啓発事業

生衛組合は、組合の意義や役割、活動等に関する社会的認知の向上を図るとともに、生衛組合の活動の活性化やネットワークの拡充を目的として生衛組合の活動や関連制度に関する事項のほか、地域における組合の貢献状況等の周知や組合加入のメリットの明示、また、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策及び食品衛生法によるHACCP（ハサップ）に沿った新たな食品衛生管理対策等、広く周知、徹底すべき情報を各生衛組合の

機関紙、広報紙やホームページ、SNS、YouTube等を活用して組合員等に対する広報、啓発事業を実施する。

さらに、各生衛組合の広報活動のほか、(公財)全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)が運営する「せいいいNAVI」による情報発信等を活用し、地域の事業者及び消費者等に対する広報、啓発事業を実施する。

③ 衛生管理等に関するセミナーの開催

生衛組合は、組合の活動を通じた衛生水準の確保・向上の取組みを推進するため、行政機関と連携して生衛組合未加入者も対象に含めた衛生管理に関する自主点検や衛生確保の知識・技術の向上に関する内容のほか、衛生設備整備等のために必要な株式会社日本政策金融公庫の生活衛生融資の活用等に関するセミナーを開催する。

セミナー実施にあたっては、都道府県センターとの共催も積極的に推進する。

④ 若手・後継者等の人材育成事業

生衛組合は、組合の将来を担う人材として若手組合員や後継者等の人材育成を目的として、生衛組合の組織基盤の強化や制度等の沿革、組合活動の活性化に資する先進事例・注目事例等に関する研修会・セミナーを開催する。

なお、開催にあたっては、推進月間共催者である都道府県センターに共同開催等の支援を要請するほか、全国センター及び都道府県センターが業種横断的に開催する「生衛組合活性化塾」への積極的な参加を促進する。

⑤ 都道府県知事等に対する支援要請

生衛組合は、生衛組合連絡協議会等との緊密な連携の下、都道府県知事、地方議会をはじめとする関係機関に対して、生活衛生業が早期にコロナ禍以前の経営状態に回復し、物価高騰等の影響を乗り越えて持続的に発展するとともに、地域社会における社会貢献事業にも一層積極的に参画できるよう必要な支援を要請する。

とりわけ、超高齢社会の進展を背景に、生衛業が地域包括ケアシステムの一翼を担う存在として機能することの重要性に鑑み、市区町村との連携体制を強化するための各種取組に対して必要な助成、行政による指導を含む支援措置が講じられるよう、関係機関に対して求めていく。

また、生衛業に対する経営支援及び衛生指導等を担う都道府県センターの現在の人員体制は、経営指導員等の機能が十分に発揮されるとは言い難い状況にあるため、生衛組合、生衛組合連絡協議会等及び都道府県センターが一体となって、センターの指導体制の強化を図る観点から、経営指導員等の適切な人員配置の確保及び処遇改善に係る予算措置について、都道府県知事等に対して必要な要請活動を実施する。

2. 中央における推進月間活動事業

生衛中央会は全国連合会と連携し、生衛組合による推進月間における活動促進の機運を全国的に高めるため、全国センター、都道府県センター等の協力を得て次の事業等を実施する。

① 広報・啓発事業

生衛中央会及び全国連合会は、生活衛生功労者表彰式典（10月下旬予定）において、推進月間スローガンの宣言を行い、推進月間の開始をアピールするほか、各全国連合会が主催する全国大会等においては、関係者による生衛組合の果たすべき役割及び意義について改めて認識を共有する場を設けるなど、地域社会における生衛組合の認知度の一層の向上を図る取組を推進する。

また、生衛業者に対する各種支援策、補助金事業等についての周知をはじめ、生衛組合の活動のさらなる活性化及び組織間ネットワークの強化を図る観点から、全国センター及び都道府県センターとの連携の下、推進月間に係る広報用のポスター及びチラシ等を作成・配布する。

あわせて全国連合会が発行する機関誌、広報紙等への推進月間に関する記事の掲載及びSNS等を活用した情報発信を通じて、関係者及び広く国民に対する広報・啓発活動を効果的に実施する。

② 中央研修会・セミナー等の実施

生衛中央会及び全国連合会は、生衛組合の将来を担う若手組合員及び後継者並びに組合事務局職員等の人材を育成するとともに業種横断的な連携を促進するため、これらの人材等を対象として生衛組合の活動の意義、制度や沿革、先進事例や注目事例等に関するセミナー及び研修会、講習会等を開催する。

特に、令和7年度においては、組合の組織基盤の強化及び組合活動活性化に向けた意識改革を重点とし、推進月間の共催者である全国センターが実施するセミナー及び研修等との共催も積極的に推進する。